

1. 金利計算	
(1) 複利運用表(半年複利)	1
(2) 目標金額達成までに要する積立期間	2
(3) 借入金の返済金額(元利均等方式)	3
2. 所得税	
(1) 所得税・住民税速算表	4
(2) 所得税・住民税の税負担額及び実質税率	6
(3) 給与年収とその手取額	7
(4) 給与所得控除	7
(5) 住宅借入金等特別控除	8
(6) 退職金とその税引後の概算手取額	10
(7) 年金受給者の税引後手取額	11
(8) 公的年金等控除額	11
(9) 上場株式等の譲渡に係る税金(個人)	12
(10) 一定の上場株式等の配当等に係る課税(個人)	13
(11) 少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の 非課税措置(NISA(ニーサ))	14
(12) 公社債等の所得に係る課税	15
(13) 上場株式等に関する税制改正の適用時期一覧	16
(14) 非上場株式等の譲渡に係る税金(申告分離課税)	16
3. 不動産と税金	
(1) 不動産購入に伴う税金及び諸費用	17
(2) 不動産保有に伴う税金	19
(3) 不動産譲渡における税金(一般不動産の譲渡)	20
(4) 土地譲渡益にかかる法人と個人の税率の違い	20
(5) 優良住宅地等の譲渡の税金	21
(6) 居住用財産(マイホーム)譲渡の税金	22
(7) 特定の事業用資産の買換え(個人)	26
(8) 平成21年及び平成22年に取得した土地等の特例	27
4. 相続税	
(1) 相続税・贈与税速算表	28
(2) 贈与税の税負担率表	30
(3) 相続税早見表	31
(4) 相続財産を無キズで残すための生命保険金	35
(5) 都道府県庁所在地都市の最高路線価	37
(6) 相続税概算計算シート	38
(7) 自社株式の評価	39
(8) 贈与税の配偶者控除	41
(9) 相続時精算課税制度	42
(10) 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例	43
(11) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税	44
(12) 非上場株式等についての納税猶予制度	45
(13) 相続税納付の特例-延納・物納	47
(14) 相続開始後のタイムスケジュール	49

5. 法人税	
(1) 法人税等表面税率と実効税率対比表	50
(2) 交際費・使途秘匿金の取扱い	51
(3) 減価償却率表	52
(4) 耐用年数表	53
6. 保険と税金	
(1) 法人契約の生命保険	54
(2) 法人契約の遡増定期保険の保険料の取扱い	56
(3) 法人契約の損害保険	57
(4) 生命保険金を受取った場合の課税関係	58
(5) 個人年金を受取った場合の課税関係	59
(6) 損害保険金を受取った場合の課税関係	61
7. 震災特例法	
(1) 所得税関係	62
(2) 法人税関係	63
(3) 相続税関係	63
8. その他	
主な税制改正	64
簡易生命表	74
年齢早見表	75

このFP手帳は、平成25年4月1日時点の税制に基づいて作成いたしました。

このFP手帳の無断転写、転用は著作権法に違反いたしますので、固くお断りいたします。

1. 金利計算

(1) 複利運用表 (半年複利)

運用 年利率(%) \ 運用期間 (年)	1	2	3	4	5	10
0.2	1.002 (0.200)	1.004 (0.200)	1.006 (0.201)	1.008 (0.201)	1.010 (0.201)	1.020 (0.202)
0.3	1.003 (0.300)	1.006 (0.301)	1.009 (0.301)	1.012 (0.302)	1.015 (0.302)	1.030 (0.304)
0.4	1.004 (0.400)	1.008 (0.401)	1.012 (0.402)	1.016 (0.403)	1.020 (0.404)	1.041 (0.408)
0.5	1.005 (0.501)	1.010 (0.502)	1.015 (0.503)	1.020 (0.504)	1.025 (0.506)	1.051 (0.512)
0.6	1.006 (0.601)	1.012 (0.603)	1.018 (0.605)	1.024 (0.606)	1.030 (0.608)	1.062 (0.617)
0.7	1.007 (0.701)	1.014 (0.704)	1.021 (0.706)	1.028 (0.709)	1.036 (0.711)	1.072 (0.724)
0.8	1.008 (0.802)	1.016 (0.805)	1.024 (0.808)	1.032 (0.811)	1.041 (0.815)	1.083 (0.831)
0.9	1.009 (0.902)	1.018 (0.906)	1.027 (0.910)	1.037 (0.914)	1.046 (0.918)	1.094 (0.940)
1.0	1.010 (1.002)	1.020 (1.008)	1.030 (1.013)	1.041 (1.018)	1.051 (1.023)	1.105 (1.049)
1.2	1.012 (1.204)	1.024 (1.211)	1.037 (1.218)	1.049 (1.226)	1.062 (1.233)	1.127 (1.271)
1.5	1.015 (1.506)	1.030 (1.517)	1.046 (1.528)	1.062 (1.540)	1.078 (1.552)	1.161 (1.612)
1.8	1.018 (1.808)	1.036 (1.824)	1.055 (1.841)	1.074 (1.858)	1.094 (1.875)	1.196 (1.963)
2.0	1.020 (2.010)	1.041 (2.030)	1.062 (2.051)	1.083 (2.071)	1.105 (2.092)	1.220 (2.202)
2.2	1.022 (2.212)	1.045 (2.237)	1.068 (2.261)	1.091 (2.287)	1.116 (2.312)	1.245 (2.446)
2.5	1.025 (2.516)	1.051 (2.547)	1.077 (2.579)	1.104 (2.612)	1.132 (2.645)	1.282 (2.820)
2.8	1.028 (2.820)	1.057 (2.859)	1.087 (2.900)	1.118 (2.941)	1.149 (2.983)	1.321 (3.206)
3.0	1.030 (3.022)	1.061 (3.068)	1.093 (3.115)	1.126 (3.162)	1.161 (3.211)	1.347 (3.469)
3.5	1.035 (3.531)	1.072 (3.593)	1.110 (3.657)	1.149 (3.722)	1.189 (3.789)	1.415 (4.148)

*上段……倍率(倍)

下段……年平均利回り(%)

(例)100万円を年利2.0%(半年複利)で5年間運用した場合、5年後にいくらになりますか。

1,000,000円×1.105=1,105,000円 *税金は考慮していません。

(2)目標金額達成までに要する積立期間

目標金額 積立額	100万円	200万円	300万円	500万円	800万円	1,000万円
5,000	16年2ヵ月	31年4ヵ月	45年7ヵ月	72年	106年11ヵ月	127年9ヵ月
10,000	8年3ヵ月	16年2ヵ月	23年10ヵ月	38年7ヵ月	59年2ヵ月	71年11ヵ月
15,000	5年6ヵ月	10年11ヵ月	16年2ヵ月	26年5ヵ月	40年11ヵ月	50年2ヵ月
20,000	4年2ヵ月	8年3ヵ月	12年3ヵ月	20年1ヵ月	31年4ヵ月	38年7ヵ月
25,000	3年4ヵ月	6年7ヵ月	9年10ヵ月	16年2ヵ月	25年5ヵ月	31年4ヵ月
30,000	2年10ヵ月	5年6ヵ月	8年3ヵ月	13年7ヵ月	21年4ヵ月	26年5ヵ月
35,000	2年5ヵ月	4年9ヵ月	7年1ヵ月	11年8ヵ月	18年5ヵ月	22年9ヵ月
40,000	2年1ヵ月	4年2ヵ月	6年3ヵ月	10年3ヵ月	16年2ヵ月	20年1ヵ月
45,000	1年11ヵ月	3年9ヵ月	5年6ヵ月	9年2ヵ月	14年5ヵ月	17年11ヵ月
50,000	1年8ヵ月	3年4ヵ月	5年	8年3ヵ月	13年	16年2ヵ月
60,000	1年5ヵ月	2年10ヵ月	4年2ヵ月	6年11ヵ月	10年11ヵ月	13年7ヵ月
70,000	1年3ヵ月	2年5ヵ月	3年7ヵ月	5年11ヵ月	9年5ヵ月	11年8ヵ月
80,000	1年1ヵ月	2年1ヵ月	3年2ヵ月	5年2ヵ月	8年3ヵ月	10年3ヵ月
90,000	1年	1年11ヵ月	2年10ヵ月	4年8ヵ月	7年4ヵ月	9年2ヵ月
100,000	10ヵ月	1年8ヵ月	2年6ヵ月	4年2ヵ月	6年7ヵ月	8年3ヵ月

* 適用金利については過去の金利動向、今後の予想を鑑み、以下の通り、設定いたします。

積立期間3年未満0.1%、積立期間3年以上0.5%

(例)毎月30,000円ずつ積み立てて、500万円貯める場合、どれくらいの期間積み立てる必要がありますか。

タテ軸の30,000円とヨコ軸の500万円が交差する欄…13年7ヵ月

* 毎月生ずる利息に対して20%の税金控除額後の金額を積み立てるものとします。

(3)借入金の返済金額(元利均等方式)

100万円を借り入れた場合の返済金額は次のようになります。

<年12回払い>

(単位:円)

返済回数 年 利率%	10年返済(120回)				20年返済(240回)				25年返済(300回)			
	毎 回 返 済 元 利 合 計	返済総額			毎 回 返 済 元 利 合 計	返済総額			毎 回 返 済 元 利 合 計	返済総額		
		元金	利息	合計		元金	利息	合計		元金	利息	合計
2.0	9,201	1,000,000	104,120	1,104,120	5,059	1,000,000	214,160	1,214,160	4,239	1,000,000	271,700	1,271,700
2.5	9,427	1,000,000	131,240	1,131,240	5,299	1,000,000	271,760	1,271,760	4,486	1,000,000	345,800	1,345,800
3.0	9,656	1,000,000	158,720	1,158,720	5,546	1,000,000	331,040	1,331,040	4,742	1,000,000	422,600	1,422,600
3.5	9,889	1,000,000	186,680	1,186,680	5,800	1,000,000	392,000	1,392,000	5,006	1,000,000	501,800	1,501,800
4.0	10,125	1,000,000	215,000	1,215,000	6,060	1,000,000	454,400	1,454,400	5,278	1,000,000	583,400	1,583,400
4.5	10,364	1,000,000	243,680	1,243,680	6,326	1,000,000	518,240	1,518,240	5,558	1,000,000	667,400	1,667,400
5.0	10,607	1,000,000	272,840	1,272,840	6,600	1,000,000	584,000	1,584,000	5,846	1,000,000	753,800	1,753,800
5.5	10,853	1,000,000	302,360	1,302,360	6,879	1,000,000	650,960	1,650,960	6,141	1,000,000	842,300	1,842,300

<年2回払い>

(単位:円)

返済回数 年 利率%	10年返済(20回)				20年返済(40回)				25年返済(50回)			
	毎 回 返 済 元 利 合 計	返済総額			毎 回 返 済 元 利 合 計	返済総額			毎 回 返 済 元 利 合 計	返済総額		
		元金	利息	合計		元金	利息	合計		元金	利息	合計
2.0	55,415	1,000,000	108,300	1,108,300	30,456	1,000,000	218,240	1,218,240	25,513	1,000,000	275,650	1,275,650
2.5	56,820	1,000,000	136,400	1,136,400	31,921	1,000,000	276,840	1,276,840	27,018	1,000,000	350,900	1,350,900
3.0	58,246	1,000,000	164,920	1,164,920	33,427	1,000,000	337,080	1,337,080	28,572	1,000,000	428,600	1,428,600
3.5	59,691	1,000,000	193,820	1,193,820	34,972	1,000,000	398,880	1,398,880	30,174	1,000,000	508,700	1,508,700
4.0	61,157	1,000,000	223,140	1,223,140	36,556	1,000,000	462,240	1,462,240	31,823	1,000,000	591,150	1,591,150
4.5	62,642	1,000,000	252,840	1,252,840	38,177	1,000,000	527,080	1,527,080	33,518	1,000,000	675,900	1,675,900
5.0	64,147	1,000,000	282,940	1,282,940	39,836	1,000,000	593,440	1,593,440	35,258	1,000,000	762,900	1,762,900
5.5	65,672	1,000,000	313,440	1,313,440	41,532	1,000,000	661,280	1,661,280	37,041	1,000,000	852,050	1,852,050

(例)・100万円を年利率4.5%、10年返済(毎月返済)で借り入れた場合は

毎月返済額(元利合計)10,364円 返済総額(元利合計)1,243,680円

・100万円を年利率4.5%、10年返済(年2回ボーナス返済)で借り入れた場合は毎月返済額(元利合計)62,642円 返済総額(元利合計)1,252,840円

2. 所得税

(1) 所得税・住民税速算表

① 復興特別所得税(震災復興財源確保法)

平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税額(基準所得税額)に対して2.1%の復興特別所得税が上乗せされる。

基準所得税額とは、総合課税される所得及び分離課税される所得等すべての所得に対して、一定の方法により計算した所得税額から、配当控除、住宅ローン控除等の税額控除(外国税額控除を除く)を適用した後の金額をいう。

② 所得税額速算表<平成25年分以後>

課税総所得金額・課税退職所得金額 又は課税山林所得金額		税 率	控 除 額
超	以下		
— 万円	195万円	5.105%	— 円
195	330	10.210	99,548
330	695	20.420	436,478
695	900	23.483	649,356
900	1,800	33.693	1,568,256
1,800	—	40.840	2,854,716

*課税山林所得金額については、5分5乗方式によって上記の表を適用する。

*課税総所得金額・課税退職所得金額について、復興特別所得税を含めた所得税額は、上記の表により計算する。

(配当控除等の税額控除の適用がない場合。以下、下記表も同様)

(上記表の計算例)課税総所得金額が500万円の場合(税額控除なし)

(本来の計算方法)

① $5,000,000円 \times 20\% - 427,500円 = 572,500円$

② $572,500円 \times 2.1\% = 12,022円$ (復興特別所得税)

③ ①+②=584,522円

(上記速算表により計算する場合)

$5,000,000円 \times 20.42\% - 436,478円 = 584,522円$

③ 住民税率表(所得割) <平成19年度分以後>

課 税 所 得 金 額	税 率
— 律	10%(道府県民税 4%、市町村民税 6%)

④ 所得税・住民税概算合算速算表<平成25年分以後>

課 税 所 得 金 額		税 率	控 除 額
超	以下		
— 万円	195万円	15.105%	— 円
195	330	20.210	99,548
330	695	30.420	436,478
695	900	33.483	649,356
900	1,800	43.693	1,568,256
1,800	—	50.840	2,854,716

*所得税と住民税の所得控除の差額及び調整控除、均等割は考慮しない。

(上記表の計算例)課税総所得金額1,500万円の場合

$15,000,000円 \times 43.693\% - 1,568,256円 = 4,985,694円$

⑤調整控除<平成19年度分以後の住民税に適用>

個人住民税所得割額から次の金額を控除する

①住民税の課税所得金額が200万円以下の場合

イとロのいずれか小さい額の5%

イ. 所得税と住民税の人的控除額(配偶者控除等)の差の合計額

ロ. 住民税の課税所得金額

②住民税の課税所得金額が200万円超の場合

{所得税と住民税の人的控除額の差の合計額-(住民税の課税所得金額-200万円)}×5%(この金額が2,500円未満の場合は2,500円)

⑥所得税速算表<平成27年以後>

課税総所得金額・課税退職所得金額 又は課税山林所得金額		税 率	控 除 額
超	以 下		
— 万円	195万円	5.105%	— 円
195	330	10.210	99,548
330	695	20.420	436,478
695	900	23.483	649,356
900	1,800	33.693	1,568,256
1,800	4,000	40.840	2,854,716
4,000	—	45.945	4,896,716

⑦所得税・住民税概算合算速算表<平成27年以後>

課税総所得金額・課税退職所得金額 又は課税山林所得金額		税 率	控 除 額
超	以 下		
— 万円	195万円	15.105%	— 円
195	330	20.210	99,548
330	695	30.420	436,478
695	900	33.483	649,356
900	1,800	43.693	1,568,256
1,800	4,000	50.840	2,854,716
4,000	—	55.945	4,896,716

*所得税と住民税の所得控除の差額及び調整控除、均等割は考慮しない。

(2) 所得税・住民税の税負担額及び実質税率<平成25年分>

課税 総所得金額	所得税	住民税	所得税・住民税合計	
			税負担額	実質税率
200万円	10.46万円	20万円	30.46万円	15.2%
400	38.03	40	78.03	19.5
600	78.87	60	138.87	23.1
800	122.92	80	202.92	25.3
1,000	180.10	100	280.10	28.0
1,200	247.49	120	367.49	30.6
1,400	314.87	140	454.87	32.4
1,600	382.26	160	542.26	33.8
1,800	449.64	180	629.64	34.9
2,000	531.32	200	731.32	36.5
2,200	613.00	220	833.00	37.8
2,400	694.68	240	934.68	38.9
2,600	776.36	260	1,036.36	39.8
2,800	858.04	280	1,138.04	40.6
3,000	939.72	300	1,239.72	41.3
3,500	1,143.92	350	1,493.92	42.6
4,000	1,348.12	400	1,748.12	43.7

※所得税と住民税の所得控除の差額及び調整控除、均等割の税率は考慮しない。

(上記表の例)課税総所得金額が1,200万円である場合の税負担額と実質税率

所得税:税負担額	247.49万円	実質税率:20.6%
住民税:税負担額	120.0万円	実質税率: 10.0%
合計	367.49万円	30.6%

※上記表は平成25年分の所得税・平成26年度分の住民税の金額

(3) 給与年収とその手取額

(単位:万円)

(A) 年 収	(B) 社 会 保 険 料	(C) 所 得 税	(D) 住 民 税	(E) 合 計 (C)+(D)	(F) 実 質 税 率 (E) / (A)	(G) 手 取 額 (A)-(B)-(E)
300	40.50	1.90	4.49	6.39	2.13%	253.11
400	55.07	4.94	10.44	15.38	3.85	329.55
500	68.04	8.36	17.14	25.50	5.10	406.46
600	81.00	13.62	24.34	37.96	6.33	481.04
700	93.97	20.87	31.45	52.32	7.47	553.71
800	106.94	33.74	39.15	72.89	9.11	620.17
900	119.91	49.46	46.85	96.31	10.70	683.78
1,000	132.87	65.21	54.56	119.77	11.98	747.36
1,200	147.33	101.46	72.11	173.57	14.46	879.10
1,400	157.60	143.66	90.08	233.74	16.70	1,008.66
1,600	166.08	205.34	108.74	314.08	19.63	1,119.84
1,800	178.74	268.44	127.47	395.91	22.00	1,225.35
2,000	184.82	333.77	146.86	480.63	24.03	1,334.55
2,500	186.81	512.58	196.66	709.24	28.37	1,603.95
3,000	186.81	716.78	246.66	963.44	32.11	1,849.75
3,500	186.81	920.98	296.66	1,217.64	34.79	2,095.55
4,000	186.81	1,125.18	346.66	1,471.84	36.80	2,341.35
4,500	186.81	1,329.38	396.66	1,726.04	38.36	2,587.15
5,000	186.81	1,533.58	446.66	1,980.24	39.60	2,832.95

※1. 給与と所得以外の所得はないものとして計算する。

2. 賞与は、月給の4ヶ月分(年2回)として計算する。

3. 配偶者(所得なし)を有し、一般の扶養親族1人(38万円)として計算する。

4. 住民税の均等割は考慮しない。

5. 社会保険料は健康保険料(介護保険料を除く)・厚生年金保険の合計として計算する(保険料率は平成25年3月分からの全国健康保険協会(東京都)のものを適用)。

6. 上記表は平成25年分の所得税・平成26年度分の住民税(調整控除後)の金額

7. 復興特別所得税上乗せ後の税率

(4) 給与所得控除

収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超180万円以下	収入金額× 40%
180万円超360万円以下	収入金額× 30%+ 18万円
360万円超660万円以下	収入金額× 20%+ 54万円
660万円超1,000万円以下	収入金額× 10%+ 120万円
1,000万円超1,500万円以下	収入金額× 5%+ 170万円
1,500万円超	245万円

ただし、収入金額660万円未満の場合には簡易給与と表を適用して計算する。

(5)住宅借入金等特別控除

①主な適用要件

(イ)居住用家屋を取得等すること 住宅の新築又は新築住宅、既存住宅(取得日以前20年(耐火建築物は25年)以内に建築したもの、または新耐震基準に適合する一定の既存住宅)の取得(贈与による取得を除く)、工事費用が100万円を超える増改築等
(ロ)取得の日から6ヶ月以内にその居住の用に供すること
(ハ)建物の取得等に係る借入金、建物とその敷地に係る借入金で一体として借り入れたもの(償還期間10年以上)を有すること
(ニ)床面積50㎡以上(2分の1以上が居住用であること)
(ホ)適用年の合計所得金額が3,000万円以下であること 等

②対象借入金額・控除適用年及び控除額(100円未満切捨)

居住年	控除期間	年末ローン残高	適用年	控除率	各年の最高控除額
H16	10年間	～5,000万円	1～10年目	1%	50万円
H17	10年間	～4,000万円	1～8年目	1%	40万円
			9～10年目	0.5%	20万円
H18	10年間	～3,000万円	1～7年目	1%	30万円
			8～10年	0.5%	15万円
H19	10年間	～2,500万円	1～6年目	1%	25万円
			7～10年目	0.5%	12.5万円
H20	10年間	～2,000万円	1～6年目	1%	20万円
			7～10年目	0.5%	10万円
H21	10年間	～5,000万円	1～10年目	1%	50万円
H22	10年間			(1.2%)	(60万円)
H23	10年間	～4,000万円 (～5,000万円)	1～10年目	1% (1.2%)	40万円 (60万円)
H24	10年間	～3,000万円 (～4,000万円)	1～10年目	1%	30万円 (40万円)
H25	10年間	～2,000万円 (～3,000万円)	1～10年目	1%	20万円 (30万円)
H26 1-3月	10年間	～2,000万円 (～3,000万円)	1～10年目	1%	20万円 (30万円)
H26 4-12月	10年間	～4,000万円 (～5,000万円)	1～10年目	1%	40万円 (50万円) ※1
H27	10年間				
H28	10年間				
H29	10年間				

※1住宅の取得に関する消費税等の税率が5%である場合等には、居住年が平成26年4月以後であっても、平成26年1～3月と同様の条件で適用される。

※2カッコ書きは認定住宅(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)を取得等した場合

③控除額の特例

平成19年または平成20年に居住を開始した場合には、前記②の控除額と次の③の控除額の特例とのいずれかを選択適用することができる。

居住年	控除期間	年末ローン残高	適用年	控除率	各年の最高控除額
H19	15年間	～2,500万円	1～10年目	0.6%	15万円
			11～15年目	0.4%	10万円
H20	15年間	～2,000万円	1～10年目	0.6%	12万円
			11～15年目	0.4%	8万円

なお、②③いずれも控除額はその年の所得税額を限度とする。

④個人住民税の住宅借入金等特別税額控除

(イ)平成20年度分から平成28年度分までの措置

平成11年から平成18年までに入居した者に限り、住宅ローン控除の金額が所得税の税率改正前と同額になるように、所得税の税率改正後に所得税から控除できない分を個人住民税から控除する。

(ロ)平成22年度分から平成35年度分までの措置

平成21年から平成29年までに入居して住宅ローン控除の適用を受けた場合において、その年分の所得税額から住宅ローン控除額が控除しきれなかったときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれの金額を個人住民税から控除する。

①平成26年3月までに居住した者については、控除しきれなかった金額と課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）のいずれか少ない金額

②平成26年4月から平成29年12月までに居住した者については、控除しきれなかった金額と課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）のいずれか少ない金額

((イ)(ロ)は、原則、申告した場合に適用が受けられるが、平成22年度以後、年末調整により住宅ローン控除の適用を受けた給与所得者については、会社(事業主)からの給与支払報告書の提出により適用を受けることができる。(つまり、申告不要))